

答申第250号

情 公 第 2551 号

令和 8 年 2 月 12 日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 笹 野 章 央 様

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 12 月 25 日付けで諮問された特定警察署作成文書一部不開示の件（その 1）（諮問第 265 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和6年6月13日付け保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報一部開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年6月13日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和6年2月29日、私が妻とのトラブルの件で特定警察署に取り扱われた際、特定警察署が作成した警察相談受理票、警察相談措置票及び私が被害者となっている配偶者からの暴力相談等対応票並びに私が作成した上申書」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和6年6月24日付けで、令和6年2月29日付け警察相談受理票、警察相談措置票、令和6年3月22日付け配偶者からの暴力相談等対応票及び令和6年2月29日付け上申書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上、
 - ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影並びに職員番号（以下「警察官氏名等」という。）
 - イ 相談者の職業、勤務先等及び電話番号（以下「相談者職業等」という。）
 - ウ 件名、相談要旨（申出内容）、受理時の措置、措置年月日及び措置状況内容（以下「件名等」という。）（以下ア、イ及びウの情報を「本件不開示情報」と総称する。）を不開示とする保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年9月24日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分を不服とし、その取消しを求める審査請求を行った。

- 3 実施機関（担当：神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課）の説明要旨
弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る保有個人情報

実施機関は、令和6年2月29日、審査請求人が妻とのトラブルの件で特定警察署に取り扱われた際、特定警察署が作成した本件行政文書を特定した。

(2) 処分の理由

実施機関は、本件不開示情報について次のとおり判断した。

ア 法第78条第1項第2号本文該当性について

法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示とする旨規定している。

本件不開示情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法第78条第1項第2号本文に該当する。

イ 法第78条第1項第2号ただし書該当性について

法第78条第1項第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハに掲げる情報を除くとしている。

本件不開示情報は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報でもなく、かつ、関係者らが公務員として遂行した職務の情報でもないことから、同号ただし書いずれにも該当しない。

ウ 法第78条第1項第7号柱書該当性について

法第78条第1項第7号柱書は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

配偶者からの暴力事案への対応については、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護することを目的に迅速かつ正確な事案概要の把握が求められるため、現場に赴いた警察官が被害者、行為者及びその他関係者（以下「行為者等」という。）から事情聴取を行っているところである。

その際、行為者等は警察官は秘密を守るという信頼関係に基づいて自らの氏名や言動等、行為者等が知り得る限りの情報を警察に申し立てているものであり、その情報の取扱いは、慎重に行わなければならない。

行為者等の申立てにより警察が把握した情報が第三者に開示されることになれば、行為者等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、自らの言動が第三者に伝わることを懸念し、警察官に対して真意を述べることをためらったり、自己正当化のため虚偽の申し立てをする等し、さらなる重大な配偶者暴力事案に発展するおそれがあるなど、人身安全関連事案対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすことから、当該情報は、第三者に開示することはできない。

件名等にあっても、警察官を信頼して申し立てた相談者の言動であり、これを開示すれば、今後、配偶者からの暴力事案に関する申立てを行おうとする者が申立てをためらうようになるなど、人身安全関連事案対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、件名等は法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当する。

4 審査請求人の主張要旨 (省略)

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件不開示情報が法第 78 条第 1 項第 2 号本文及び同項第 7 号柱書に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下その妥当性について検討する。

(1) 警察官氏名等について

法第 78 条第 1 項第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまで、すなわち「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同号ただし書ロ）、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号ただし書ハ）に該当する情報については、不開示情報から除く旨規定している。

当審査会が確認したところ、警察官氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報に該当するため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当すると認められる。

また、警察官氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他いかなる媒体においても一般には公表されておらず、「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ロ及びハにも該当しないと認められる。

(2) 相談者職業等について

当審査会が確認したところ、相談者職業等についても、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報と認められることから、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められ

る。

(3) 件名等について

当審査会が確認したところ、件名等についても、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別される情報と認められることから、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当し、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しないと認められる。

さらに、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

件名等は、行為者等が警察官との信頼関係に基づいて自らの氏名や言動等、行為者等が知り得る限りの情報を警察に申し立てているものであることから、万が一にも、行為者等の申立てにより警察が把握した情報が第三者に開示されることになれば、行為者等との信頼関係が損なわれるばかりか、さらなる重大な事案に発展するおそれがあるなど、人身安全関連事案対応事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められることから、件名等は、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当すると認められる。

よって、件名等は、法第 78 条第 1 項第 2 号本文及び同項第 7 号柱書に該当すると認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、本件不開示情報の開示又は不開示の判断に影響を与えるものではない。

以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年12月25日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年10月20日 (第360回審査会)	○ 審議
令和 7 年11月27日 (第361回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 舘 慶 子	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	

（令和 8 年 2 月 12 日現在）（五十音順）